

議 案 説 明 書

第 1 回奈半利町議会定例会

令和 5 年 3 月 7 日

議案第 1 号

奈半利町個人情報の保護に関する法律施行条例

この条例は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第 2 号

奈半利町情報公開・個人情報保護審査会条例

この条例は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し、保有個人情報の開示決定等に係る審査請求の調査審議等、必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第 3 号

奈半利町議会の個人情報の保護に関する条例

この条例は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、議会が実施機関から除外されることから、議会の個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第 4 号

奈半利町債権管理条例

この条例は、町の債権の管理の適正を期することを目的として、町の債権の管理に関する事務処理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第 5 号

奈半利町一般職の任期付職員の採用等に関する条例

この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 3 条第 2 項及び第 7 条第 1 項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第 6 号

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例

この条例は、地方公務員法の一部改正に伴う職員の定年年齢の引き上げに関し、関係する条例の規定を整理するものです。

議案第 7 号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

この条例は、地方公務員法の一部改正に伴う職員の定年年齢の引き上げに関し、関係する条例の規定を整理するものです。

議案第 8 号

奈半利町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

この条例は、国民健康保険事業の安定的な運営を図るため税率等を改定するとともに、国民健康保険法施行令の一部改正により、課税限度額及び軽減判定所得の基準を改定するため、条例の一部を改正するものです。

議案第 9 号

奈半利町国民健康保険条例の一部を改正する条例

この条例は、出産費用等の平均額の推計等を勘案し、出産育児一時金の額について、条例の一部を改正するものです。

議案第10号

奈半利町手話言語条例

この条例は、手話言語に対する理解の広がりと社会的認知の拡大を図ることを目的として、必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第11号

奈半利町工場立地法地域準則条例

この条例は、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき、同法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものです。

議案第12号

奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例

この条例は、奈半利町に移住を希望する者の住宅を備え、速やかな移住を実現することにより、人口の確保と地域活性化に資することを目的として、奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例を制定するものです。

議案第13号

奈半利町就農研修住宅兼農畜産物集出荷センターの指定管理者の指定について

この議案は、奈半利町就農研修住宅兼農畜産物集出荷センターの指定管理者について、一般社団法人 なはりの郷に、指定しようとするものです。

議案第14号

令和4年度奈半利町漁業集落排水事業特別会計補正予算第3号

この補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額から216千円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ71,861千円と定めるものです。

歳入では、繰入金216千円を減額し、歳出では、漁業集落排水事業費216千円を減額するものです。

議案第15号

令和4年度奈半利町簡易水道事業特別会計補正予算第3号

この補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額から1,098千円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ119,970千円と定めるものです。

歳入では、県補助金366千円、繰入金732千円を減額するもので、歳出では、衛生費1,100千円を減額し、公債費2千円を追加するものです。

議案第16号

令和4年度奈半利町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号

この補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額から4,511千円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ61,967千円と定めるものです。

歳入では、県支出金95千円を追加し、後期高齢者医療保険料3,747千円、繰入金859千円を減額するもので、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金4,511千円を減額するものです。

議案第17号

令和4年度奈半利町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号

この補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額から410千円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ545,698千円と定めるものです。

歳入では、県支出金10,114千円を追加し、国民健康保険税6,490千円、繰入金4,034千円を減額するもので、歳出では、総務費15千円、保健事業費204千円、公債費191千円を減額するものです。

議案第18号

令和4年度奈半利町一般会計補正予算第6号

この補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額から106,296千円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ3,237,287千円と定めるものです。

歳入の主なものは、地方交付税40,342千円を追加し、寄付金44,555千円、繰入金69,248千円を減額するもので、歳出の主なものは、総務費61,739千円を減額し、諸支出金44,920千円を追加するものです。

議案第19号

令和5年度奈半利町漁業集落排水事業特別会計当初予算

当初予算の歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ31,474千円と定めるものです。

歳入の主なものは、使用料4,278千円、繰入金13,896千円、町債12,500千円で、歳出の主なものは、漁業集落排水事業費23,673千円、公債費7,301千円とするものです。

議案第20号

令和5年度奈半利町簡易水道事業特別会計当初予算

当初予算の歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ116,046千円と定めるものです。

歳入の主なものは、使用料30,840千円、繰入金42,505千円、町債40,700千円で、歳出の主なものは、衛生費92,522千円、公債費22,524千円とするものです。

議案第21号

令和5年度奈半利町後期高齢者医療特別会計当初予算

当初予算の歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ63,720千円と定めるものです。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料40,774千円、繰入金22,519千円で、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金62,771千円とするものです。

議案第22号

令和5年度奈半利町国民健康保険事業特別会計当初予算

当初予算の歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ508,186千円と定めるものです。

歳入の主なものは、国民健康保険税65,134千円、県支出金373,989千円、繰入金61,806千円で、歳出の主なものは、総務費14,443千円、保険給付費365,730千円、国民健康保険事業費納付金107,650千円とするものです。

議案第23号

令和5年度奈半利町一般会計当初予算

当初予算の歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ3,045,000千円と定めるものです。

歳入の主なものは、町税273,163千円、地方交付税1,568,000千円、町債324,136千円で、歳出の主なものは、総務費571,974千円、民生費487,377千円、教育費417,425千円とするものです。